

沼津市地域包括支援センター運營業務委託優先交渉権者選定要領（千本・かぬき）

1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第1号から3号までに規定する包括的支援事業及び法第115条の22に基づく指定介護予防支援等にかかる業務（以下「地域包括支援センター運營業務」という。）を委託するため、受託に関して優先的に交渉できる者（以下「優先交渉権者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象地区

現在の「第三・第四地域包括支援センター」を分割し、担当地区である第三地区を、かぬき地域包括支援センターへ、第四地区を千本地域包括支援センターにそれぞれ統合し、統合後第三地区、第四地区に出張所を設置する。

圏域名	地区名	名称	高齢者人口
中央	千本・第四	千本地域包括支援センター (第四支所)	8,502人
南部	かぬき・第三	かぬき地域包括支援センター (第三支所)	7,480人

※ 高齢者人口は令和4年3月末現在

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 問い合わせ・書類提出先

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内

沼津市 市民福祉部 長寿福祉課 北畠・杉山

TEL 055-934-4835 FAX 055-935-0355

E-mail chouju@city.numazu.lg.jp

5 応募資格

地域包括支援センター運營業務に係る優先交渉権者は、包括的支援事業を適切、公正、中立且つ効果的に実施できる法人で次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、優先交渉権者として選定後も、以下の項目に該当しなくなった場合は、決定を取り消すことがある。

(1) 対象地区内に、令和5年3月31日までに現担当の地域包括支援センターと引き継ぎ

を終え、令和5年4月1日に地域包括支援センター及び出張所（以下「地域包括支援センター等」という。）を開設できること。

- (2) 介護保険サービスの提供実績があること。
- (3) 地域包括支援センター等を設置する土地・建物について、所有権を有すること若しくは取得が見込まれること又は賃貸借契約の締結が確実であること。土砂災害および津波等による浸水のおそれがある箇所には所在していないこと。法令等に基づく許認可等の処分を要する場合は、当該処分が受けられること又は認可が受けられる見込みであること。
- (4) 地域包括支援センターの開設、整備、運営等に必要な自己資金等の確保ができること。若しくはこれらの必要な自己資金で借入を行っている場合で、借入金の返済計画が適正且つ実現性があること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 法人の役員等が、過去5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (7) 法人の役員等に次の項目に該当するものがないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
 - ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤ 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

6 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターの業務の詳細は、別紙「沼津市包括的支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

7 指定介護予防支援事業

地域包括支援センターを事業所として、法第115条の22第1項の規定と「沼津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月26日条例第20号）」

に基づき、指定介護予防支援事業者の申請を行い、市の指定を受け令和5年4月1日から業務開始すること。

8 設置場所及び設備

- (1) 市が指定する地区内に地域包括支援センター等を設置すること。
- (2) 設置場所については、担当地区の中心地や鉄道の駅、バスの停留所等の近隣にするなど利用者の利便性を配慮することが望ましい。
- (3) 機械警備及び施錠できる保管庫を設置し、セキュリティを確保すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に必要な事務室、相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。相談室についてはプライバシーが確保されるように配慮すること。
- (5) 受付カウンターを設置すること。
- (6) 専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに専用メールアドレスを取得すること。
- (7) 事務机及び椅子を職員数分確保し、パソコン用のプリンター、専用の電話、ファクシミリを配置すること。なお、設置に要する費用は設置者の負担とする。
- (8) 高齢者に配慮した設備を有し、地域包括支援センター等は原則1階に設置し、2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
- (9) 地域包括支援センター等の設置場所は、利用者の利便性等を勘案したうえで、受託法人とその法人が行う事業所の敷地外及び建物外とすることが望ましい。また、同一建物内に地域包括支援センター等を設置する場合は入口を別にする事。
- (10) 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣接地に確保することが望ましい。
- (11) 地域包括支援センター等の看板及び案内板等を1つ以上道路側から見える場所に設置し、地域住民への周知に努めること。

9 地域包括支援センターの人員配置

地域包括支援センターの人員配置は、沼津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年3月26日条例第19号）及び仕様書に従うこと。

また、地域包括支援センターに配置される3職種に加え、出張所を維持するため、市が認める医療・介護の資格を有する職員を1名以上配置すること。

出張所へ配置する人員の目安

$$\frac{\text{圏域内の1号被保険者数（人）} - 3,000 \text{（人）}}{4,000 \text{（人）}}$$

市が認める医療・介護の資格の例

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・社会福祉士・介護支援専門員 他

10 業務時間及び休業日

地域包括支援センター等の業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務時間は、原則月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとするが、指定した時間以外に窓口を開設することは差し支えない。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休業日を含めた24時間対応可能な体制を確保すること。
- (2) 休業日は、原則次のとおりとするが、休業日に地域包括支援センター等の業務を実施することは差し支えない。
 - ① 土曜日及び日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

11 地域包括支援センターの運営に関する経費等

- (1) 地区内高齢者人口別委託料

地区内高齢者人口	地区内高齢者人口による委託料
5,000人	19,550,000円
5,500人	20,625,000円
6,000人	21,700,000円

※ 金額は令和4年度における委託料であり、応募者は契約金額の目安としてこれを参考にすること。なお、本契約に係る歳出予算は変動することがある。

- (2) 会計処理

地域包括支援センターの運営に関する収入及び支出は、委託業務部分と指定介護予防支援事業分の会計とを区分すること。

- (3) その他

地域包括支援センターには、本業務委託以外にも市が発注する業務委託を行うことがある。その際、本業務とその他事業の会計はそれぞれ明確に区別して経理すること。

参考 令和4年度包括的支援事業以外の業務委託と委託料

地域フレイル（介護）予防教室業務委託 委託料30,000円

認知症初期集中支援チーム設置事業業務委託 委託料100,000円

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業業務委託 委託料100,000円

認知症カフェ事業業務委託 委託料180,000円

地域ケア会議開催事業業務委託 委託料100,000円

家族介護教室開催事業業務委託 委託料30,000円

12 法令等の遵守

関係法令等を遵守すること。特に、守秘義務や個人情報の取り扱いについては、関係

法規、市条例等を遵守し、厳重に取り扱うものとする。

13 スケジュール

選定についてのスケジュールは別紙「選定スケジュール」のとおりとする。

14 選定要領等に関する質問

選定要領及び仕様書等に関する質問は、質問受付期間中に次により行うものとする。
なお、実施手順等についての質問については随時電話等で受け付ける。

- (1) 受付期間及び質疑回答は別紙「選定スケジュール」のとおりとする。
- (2) 公募内容・条件に対する質問書（様式15）を電子メールにより提出すること。
- (3) 提出書類の記載方法、仕様書の内容等に関し質問を受け付けるものとする。
- (4) 市は受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、質問者匿名にて沼津市ホームページにおいて掲載する。

15 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は(2)、(3)、(4)、(5)は不要である。

参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式16）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式2）
- (3) 履歴事項全部証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。）
- (4) 法人の財務状況に関する書類（直近事業年度の財産目録・収支計算書・貸借対照表）
- (5) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの。沼津市の課税がない場合は法人所在地の自治体が発行するもの）
 - ②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」

16 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認

否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

17. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出する。

- ①企画提案書提出届（様式3）
- ②地域包括支援センター運営に関する事項（法人概要）（様式4）
- ③地域包括支援センター運営に関する事項（法人としての社会貢献度）（様式5）
- ④地域包括支援センター運営に関する事項（同種業務実績表）（様式6）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書の写し）を添付

- ⑤地域包括支援センター運営に関する事項（応募動機）（様式7）
- ⑥地域包括支援センター運営に関する事項（公正・中立性の確保）（様式8）
- ⑦地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）（様式9-1～4）
- ⑧地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理）（様式10）
- ⑨地域包括支援センター運営に関する事項（事業方針）（様式11-1～5）
- ⑩地域包括支援センター運営に関する事項（準備計画）（様式12）
- ⑪地域包括支援センター運営に関する事項（設置計画）（様式13-1～6）
- ⑫地域包括支援センター運営に関する事項（利便性と利用者への配慮）（様式14）

(2) その他留意点

- ①「(1) 提出書類」にはすべて法人名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に記載すること。
- ②様式については沼津市ホームページからダウンロードすること。
- ③提出書類は正本、副本ともA4版型ファイルに左綴じとし、書類にインデックス（様式番号のみ）を貼付すること。表紙と背表紙に募集地区と法人名を表記すること。
- ④文字は10.5ポイント以上とすること。
- ⑤同一様式が複数になる場合は、左側2か所にホチキス止めすること。
- ⑥提出後の提案内容の修正は一切認めない
- ⑦提出書類に虚偽の記載があった場合や応募資格を満たさない場合は、失格とする。

18 提出期間・提出場所等

提出は持参とし、事前に「4 問い合わせ・書類提出先」へ電話にて連絡すること。提出期間、提出場所等については、次のとおりとする。

- (1) 提出期間は別紙「選定スケジュール」のとおりとする。
- (2) 提出部数は正本1部と副本10部とする。(副本については写しでも可)
- (3) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式14)を提出すること。なお、優先交渉権者として決定された後の辞退は原則として認めない。また、辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

19 選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定
 - ① 市が設置する選定委員会において、提出書類の審査、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙(審査項目)により評価した評価点が上位のものを優先交渉権者として選定する。最も高い点数を獲得した者が二者以上あるときは、選定委員による多数決により優先交渉権者を選定する。
 - ② プレゼンテーション及びヒアリングについては、下記のとおり実施する。
 - ・日程は別紙「選定スケジュール」のとおり。
 - ※ 詳細な日程や場所等については、資格審査と合わせて通知する。
 - ・審査時間は1参加者につき20分程度(質疑含む)を予定している。
 - ・プレゼンテーションとヒアリングの参加人数は2名以内とし、従事する主たる担当者等が説明する。
 - ・プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書の内容に沿うもののみとし、追加提案などは一切認めない。
 - ・会場にあるプロジェクター・スクリーンを用いて、プレゼンテーション用ソフトを使用することを認める。パソコン等の必要な機器については、参加者で用意すること。
 - ③ プレゼンテーションの際には、法人名を明かしてはならない。
- (2) 優先交渉権者の協議

沼津市地域包括支援センター運営協議会「以下「運営協議会」という。」において優先交渉権者として適切であるかを協議するものとする。

20 選考結果の通知

選定結果については書面にて通知するものとし、評価内容は沼津市ホームページにて公表する。なお、参加者自身の評価については、市にその理由の説明を求めることができる。

21 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類等を提出期間中に提出しなかった場合
- (2) 選考会指定時間に会場しなかった場合
- (3) 「5 応募資格要件」に該当しなくなったとき
- (4) 提出書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (6) 第三者の著作権等を侵害する行為があった場合。

22 再公募

優先交渉権者を選定できなかった場合、その他の必要がある場合は、再公募を行うことがある。

23 提出書類

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない

24 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約権限を有する代表者のものとする。
- (3) 次に該当する場合は、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除することができる。契約の解除にあたっては、次の実施事業者が円滑且つ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎを行うこととする。
 - ① 法令や要領等を遵守しない場合。
 - ② 適切、公正、中立且つ効率的に事業を実施せず、市の是正指示に従わない場合。
 - ③ 提出書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合。
 - ④ その他、市及び運営協議会が必要と認める場合。
- (4) その他、本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

審査項目

評価項目		評価内容	評価	係数	審査点数	項目配点	
1	法人に関する事項	法人の運営方針		× 2	/10		/50
		給与の支払い及び処遇体系の整備状況		× 2	/10		
		法人としての社会貢献度		× 2	/10		
		同種業務実績		× 2	/10		
		経営の安定性		× 2	/10		
2	運営に関する事項	地域包括支援センターの公募に応募した動機		× 6	/30		/200
		公正・中立性の確保に対する考え方や取組みについて		× 2	/10		
		職員配置予定者		× 2	/10		
		法人における職員確保に関する状況（職員確保体制）		× 2	/10		
		職員の研修等の実施について		× 2	/10		
		個人情報の保護・管理について		× 1	/5		
		災害時・緊急時の24時間対応について		× 2	/10		
		苦情処理と業務への反映について		× 1	/5		
		介護予防ケアマネジメントへの取組みについて		× 2	/10		
		総合相談・支援業務について		× 2	/10		
		高齢者虐待防止等高齢者の権利擁護の取組みについて		× 2	/10		
		包括的・継続的ケアマネジメントについて		× 2	/10		
		多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築への取組みについて		× 2	/10		
		認知症に関する取組みについて		× 2	/10		
		指定介護予防支援事業所としての取組みについて		× 2	/10		
応募圏域の現状及び課題をどう捉えているか、課題解決の為の方策は何か考えられるか		× 8	/40				
3	設置に関する事項	地域包括支援センター開設までの準備計画（内容、スケジュール）		× 2	/10		/50
		地域包括支援センター等の設置計画（設置方法、設置場所等）		× 4	/20		
		地域包括支援センター等の利便性と利用者への配慮		× 4	/20		
合計点数							/300

※審査員の各項目5段階（最高5点）で評価する。